

はなまる鍼灸整骨院 会員規約

第一章 総則

第1条(名称) 本会は、はなまる鍼灸整骨院（以下「当院」といいます）が運営する会員制サービスと称します。

第2条(目的) 当院は、施術および指導を通じ会員の健康増進並びに会員相互の親睦を図ると共に、地域社会における健康で明るいコミュニティーづくりに寄与することを目的とします。

第3条(運営および管理) 当院は、大阪府四條畷市楠公1-9-15 はなまる鍼灸整骨院が運営、管理を行います。

第二章 会員・契約

第4条(会員制度)

1. 当院は会員制とし、入会する際に定められた会員種類で契約し、利用範囲に応じて施術を受け、諸施設を利用することができます。
2. 会員の契約期間は、会員が当院所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。
3. 2ヶ月目以降のコースは、会員から変更のお申し出がない限り、1ヶ月目のコース内容で自動継続となります。

第5条(会員区分) 当院の会員区分は次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については当院が別途これを定めます。

1. 個人会員

第6条(入会資格) 当院に入会できる方は、当院の趣旨に賛同し本規約を承認した方とします。尚、当院はその自由な裁量により入会申込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。

1. 本規約および当院の諸規則を遵守する方。
2. 医師等に施術を禁じられておらず、当院の諸施設の利用に支障がないと申告された方。（健康状態に疑義のある方は別途ご相談下さい。）
3. 当院の会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
4. 暴力団関係者、薬物常用者でない方。
5. 刺青（タトゥー）等を露出していない方。
6. 以前に当院で規約退会（除名）処理をされていない方。

第7条(入会手続・会費決済)

1. 当院は、本規約を承認のうえ入会手続きを行い、当院の承認を得た上、規定の入会登録料・会費を納入して会員の資格を得た方を当院の会員とします。
2. 会費の支払いは、原則として各クレジットカード会社の規定に基づき決済されます。カード名義人が承認した入会金・施術料金・商品代・その他の費用を、登録されたクレジットカードへ請求するものとします。

第8条(未成年者の取扱い) 未成年者が会員になろうとする時は、本人とその親権者が申し込むものとします。この場合、親権者は規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

第9条(会員証)

1. 当院は会員に対し、会員証（デジタル会員証含む）を発行します。
2. 会員が当院を利用する時は、会員証を必ず提示し所定の手続きをするものとします。
3. 会員証を第三者に貸与・譲渡することはできません。発覚した場合、当院はその会員を除名することができます。
4. 会員証の再発行手数料は会員負担とし、110円(税込)を当院に支払うものとします。

第10条(入会登録料・会費等)

1. 入会登録料・諸会費・諸料金等の金額・支払時期・支払方法は、当院がこれを定めます。
2. いかなる場合であっても、一旦納入した入会登録料および諸会費・諸料金等は返還致しません。また、残り施術回数の買取・返金はできません。
3. 当院は、運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、金額を変更することができます。

第11条(退会)

1. 会員は最低契約期間を3ヶ月間とし、原則として入会から3ヶ月以内の中途解約はできません。
2. やむを得ず3ヶ月未満で解約（中途退会）される場合は、違約金11,000円（税込）および解約手数料2,200円（税込）がかかります。また施術が行われている場合には、その回数分について会員価格と一般価格との差額をお支払いいただきます。
3. 最低契約期間経過後に退会する場合は、退会希望月の当月10日迄に退会届を提出し、所定の手続きを完了しなければなりません。
4. 会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。滞納分については、遅延損害金（年利12%）を含め完納いただきます。

第12条(未消化分の繰越と自動停止システム)

1. 当月中に施術が規定回数に達しない（未消化の）場合、残りの回数は翌月以降に無期限で自動繰越となります。
2. 未消化の施術回数が累積で「10回」貯まると、翌月の会費決済（引き落とし・請求）を自動で停止します。
3. その後、未消化回数が消化され「4回」以下になった時点で、自動的に会費決済（引き落とし・請求）を再開します。

第13条(休会・コース変更)

1. **休会（任意）**：上記自動停止システム以外で、会員の都合により長期欠席する場合は、前月10日迄に休会届を提出することで休会が可能です。休会費は1ヶ月につき550円(税込)とします。
2. **コース変更**：会員種別を変更する場合は、変更希望月の前月10日までに変更届を提出しなければなりません。変更手数料として1,100円(税込)がかかります。なお、入会后3ヶ月間はコースのダウンサイジングはできません。

第14条(変更事項の届出) 会員は、住所、連絡先、クレジットカード情報等に変更があった場合には、速やかに当院に届出るものとします。

第15条(再検査料) 最終施術日から30日以上来院が空いた場合は、お体の状態を再確認するため、再検査料1,100円（税込）が別途かかります。

第三章 施術・予約・運営ルール

第16条(担当制・予約)

1. 施術は「複数担当制」となります。単独の担当指名は予約が取りにくくなるため原則として行いません。
2. 直近の予約は取りづらい場合がありますので、できる限り先の日程まで固定でご予約をお取りください。

第17条(遅刻・キャンセルポリシー)

1. 予約時間に遅れて来られた場合、次のご予約の方をお待たせして施術することはできません。そのため、施術時間を短縮するか、状況によっては施術をお断りする場合があります。
2. 次の予約がなく時間が空いている場合に限り、その限りではありません。
3. 当日および前日の予約キャンセルは、他の患者様へのご迷惑となりますのでご遠慮ください。度重なるキャンセルがある場合、予約の制限を設けることがあります。

第18条(健康保険の取り扱い)

1. 健康保険適用で施術を受けられた場合において、国保・協会けんぽ・保険組合・共済組合からレセプトの返戻（不支給）となった際、所定の手続きを行わない場合は、当該施術費は実費（全額自己負担）での精算となります。

第19条(治療指針と免責)

1. 完治とは「痛みがなくなり、身体の歪みがなくなり、ホームケアが習慣となった状態」を指します。
2. 施術に加え、適切なホームケアを行わないと改善が遅れます。また、完治後のメンテナンスを怠ると再発の可能性が高まります。
3. 当院の利用に際して生じた盗難・紛失、怪我・病気・事故等については、当院に故意または重大な過失がある場合を除き、原則として会員各自の自己責任とし、当院は責任を負いません。

第20条(会員除名・資格喪失) 会員が下記に該当するときは、当院は該当会員を除名・契約解除することができ、会員はその資格を失います。

1. 本規約、その他諸規則に違反したとき。
2. 会費を滞納し、催告に応じないとき。
3. 当院の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
4. 入会に際して虚偽の申告をしたとき。
5. その他、当院が会員として不適切と判断したとき。

第21条(諸規則の改定・閉鎖)

1. 当院は、必要と認めた場合、本規約および運営に関する事項の改定を行うことができます。改定内容は施設内掲示またはウェブサイト等で告知し、全会員に適用されます。
2. 経営上の理由、天災等により当院を閉鎖・解散する場合、解散翌月以降の未経過分会費は返還致しますが、それ以上の補償は行いません。

第22条(禁止事項) 以下の行為を行った会員は、入場禁止および退場を命じられることがあります。

1. 伝染病等への罹患、酒気帯びでの来院。
2. 許可のない撮影、録音、物品販売、勧誘行為。
3. 他人への誹謗中傷、暴力、威嚇、ストーカー行為、迷惑行為。
4. スタッフの業務を妨げる行為。

第23条(記録の保存) 会員は、本規約の内容を確認し、同意した証として、本書類を自身のスマートフォン等で写真に撮り保存してください。

以上